

外資企業の対日進出とその経営実態 (1)

岡 部 政 昭

1. はじめに

近年、外資企業の日本進出はとみに目覚ましい勢いを示している。その高まりは、日本市場の十分な成熟化と、国際化への明確なテイク・オフを反映してのことである。しかし、日本および日本市場が真に自由化、国際化を目指し、開放体制を完備し始めたのはたかだかここ数年のことに過ぎない。振返って、日本が戦後新しい装いをもって国際経済・社会への復帰、仲間入りを果たして以降40年もの歴史の過程で、外資企業の日本進出も様々な形の変遷を遂げた。その歴史は、少なくともごく最近までは、日本市場のいわゆる「閉鎖性」、その場合とくに日本政府を頂点とした官民一体の明示的あるいは非明示的規制を如何にクリアーするかが大きな焦点であった。この意味では、日本と外国の政府間ベースでの相互の力関係を背景とした問題解決というより、強大な資本および政治力をバックとした外資側の対日本政府に対する影響力もしくは交渉力が、外資自らの対日進出の大枠を決め、かつ規定してきた側面を無視できない。

しかしながら、外資が日本進出を企て、日本の社会・市場に浸透かつ適合していく過程で、個々の外資が示したユニークな企業行動あるいは経営力もまた注目すべき側面といえよう。実際、外資企業のもつその卓越した企業力、経営力が、日本のビジネス風土やシステムに大きな影響を与え、日本企業の経営慣行ばかりか日本社会の伝統や文化を内側から揺さぶる目にみえない大きな力であった。

かくして、外資企業のもつその巨大な資本、政治そして経営力こそは外

資が自ら日本進出を成功裡にすすめる場合の強力なドライビング・フォースであった。外資の日本進出は、従って外資対日本企業あるいは日本政府という対立図式の中で促進されたという以上に、外資の主体的かつ革新的な企業行動・経営能力をテコとした、その意味では外資自らの圧倒的な経営「力」を原動力として推進された。本稿では以上の問題意識に鑑み、今日活発化している外資企業の日本市場進出の経緯を、とくに外資のもつ経営行動の実態面に焦点を合わせて検討することを目的としている。そこでまず外資企業の対日進出の歴史的経緯を戦後の期間に限って、とくに政府規制との関連で整理することから始めよう。

2. 外資の日本進出

戦後の外資企業の日本進出は3つの時期に区分して考えることができる。第1期は、終戦から昭和41年まで、外資法による認可制度の下での進出時期。第2期は、昭和42年7月から始まる都合5次に亙った資本自由化の推進時期。そして第3期は、昭和50年代以降、外資の対日進出が本格化する時期である。

(1) 資本自由化以前の外資法による統制時代

まず第1の資本自由化以前についてみると、この時期、日本に進出した外資は、①昭和25年のいわゆる外資法制定によりその法律の制約下に設立認可されたもの、②元本と配当金の対外送金を行わないという前提で外資法の認可を経ずに設立されたもの（いわゆる円ベース会社）、そして、③IMF 8条国移行・OECD加盟後、資本自由化を睨んで日本進出を企てたもの、の3つに大別できる。

① 外資法制定と外資規制

昭和20年代初めは終戦直後の混乱期で外資の進出も例外的にすぎない。

外資進出の本格的なきっかけとなったのは、昭和24年3月に公布された「外国人の財産取得に関する政令」（政令51号）であり、これを皮切りに外資導入のための環境が次第に整備されることになった¹⁾。即ち、日本の経済復興と経済自立・安定化の要求の中で外資導入の必要とその気運が高まり、それに即した経済環境ならびに投資および事業活動の調整の必要が生じた。そして、一連の経済環境の整備がすすめられたのである。昭和24年4月には1ドル=360円の単一為替レートの設定、さらに同年12月には、国内産業の保護育成のため輸入・為替管理を目的とした「外国為替および外国貿易管理法」（いわゆる外為法）が制定される。こうして国内の経済的な諸条件の整備がすすむ中、昭和24～26年にかけてまず石油を中心とした外資企業の進出が活発化した。スタンダード・オイルによる東亜燃料工業の株式51%取得の認可は戦後の石油系外資の第1号となり、この時期の外資の対日進出の先鞭をつけるものであった。同時に、この外資進出の本格化への胎動は、外資による投下資本の元利送金に対する要求とも相俟って、昭和25年の「外資に関する法律」（いわゆる外資法）の制定へと繋がっていく。

外資法は、この法律制定以前の外資導入に関する種々の政令を集大成したものである。その目的は、第1条に「わが国経済の自立と健全な発展、国際収支の改善に寄与するとみなされる外国資本の導入について、元本・果実の送金を認め、外国資本を保護し、わが国に対する外国資本の投下のための健全な基礎を作る」と明確に謳われている。それは要するに、日本経済の自立、発展を促進するための外資の導入であった。しかし他方で、この法律はその第2条に、「わが国に対する外国資本の投下は、できる限り自由に認められるべきものとし、この法律に基づく認可の制度は、その必要の減少に伴い逐次緩和又は廃止されるものとする」と定めている。要するに、外資法は、単に日本経済の自立・発展だけを目的として制定されたのではなく、在日外資の活動を法的に強力に保証しかつ促進するという

外資側の意図をも色濃く反映していた。終戦当時の日本は外資にとって余りにも大きなカントリー・リスクを含む市場であり、その意味では、外資法の規制は、外資自らの行動を縛る制約というより、外資が秩序ある進出により自らの利益を確実にし、将来のより大きな成果を約束する合理的ルールであり保証でもあった。日本経済が予定通り健全な発展を遂げ、市場の成長を実現した後にこそ、外資はより多くの投資果実を期待できた。それ故、この法律は、日本市場がある一定の発展段階を超えてからは早晩「緩和又は廃止される」べき性格のものであったのである。かくして、日本経済の発展、自立は、日本自身のための目的であるばかりか、外資にとってもまた重大な関心事項であった。外資法は本来こうした二面的性格を明瞭に意識してスタートした²⁾。それは、この法律の制定に至る歴史的経緯やいきさつによってもはっきりと知ることができる。すでに触れたように戦後の外資進出はまず石油外資の進出によって本格化した。終戦直後の日本の石油行政はメジャー資本によって、占領政策を通じ実質的に支配された。当時、メジャーは原産地精製から消費地での精製に力を入れようとする大きな構造転換の過程にあり、消費国の民族系石油資本との提携に積極的な姿勢を示していた。外資法は、この国際石油資本の戦後の世界戦略の中で、直接的にはスタンダード・オイルと東亜燃料との資本提携をきっかけとして成立した³⁾。それは本質的に、戦後の石油産業の転換の中で外資の意図を明瞭に貫徹する形で、外資の日本進出ルールとして成立したのである。

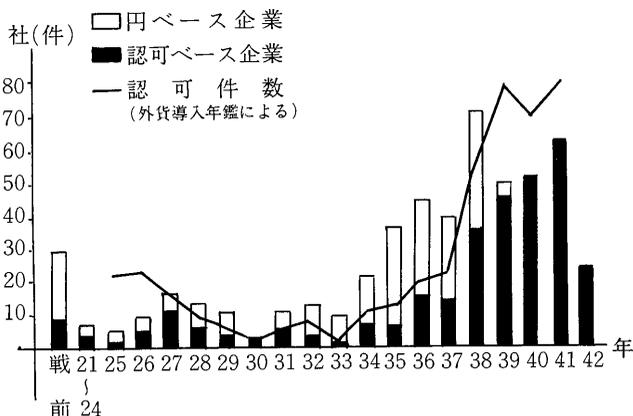
外資法は外為法の特別法として位置づけられ、具体的には、私的資本と技術援助契約、とくに直接投資を規制することを目的に制定された。当初は外資全体をこの法律の網にかけて規制しようとするものであったが、その後しばしば改正され、規制は緩められていった。石油外資の進出が一段落した後、昭和20年代後半には、電機、化学、金属等を中心とした米国系企業を中心に外資の進出が続く。この最初のブームは、「ドッジ・ライン

によって円の国際価値が安定し、アメリカ資本の導入と技術導入のための地ならしが行われた」⁴⁾ためである。またサンフランシスコ講和条約や日米通商航海条約の締結も米英資本にとって好ましい環境を準備した。昭和20年代後半（1950年代以降）米国の大企業はアメリカ国内での利潤率低下などに悩み、積極的に海外投資を展開していた⁵⁾。しかし、日本市場への米国系資本を中心とした外資の進出は、その姿勢において必ずしも積極的という訳ではなかった。当時の外資の特徴を見ると、第1に貸付金の比重が圧倒的に高いこと、そして第2に資本出資を極力避け、技術供与による提携という形をとろうとする傾向が強いことが分る⁶⁾。この場合、技術内容としては、当時の日本にとっては「先端技術」であっても、世界的レベルから見れば中古技術にすぎなかったものが多かった。また出資の場合でも、現金出資ではなく、技術援助などの対価を出資金とするケースが目立った。要するに、当時の外資企業は、石油や金属のように原料独占的で、従ってリスクの相対的に小さな外資を除けば、日本市場への進出に余り積極的な姿勢を示さなかった。

② 外資法の適用と円ベース会社

ところで、昭和28年の日米通商航海条約の締結は、外資法の見直しを迫る重大な内容を含んでいた。この条約でアメリカ人の「内国民待遇」を保証した結果、アメリカ人が日本国内で商業、工業、金融業を営むにあたって日本人と同じ待遇を保証しなければならなくなった（但し、公益事業、航空、造船、水上運送、銀行、鉱業は除く）。従って、この条約に従う限り、本国への送金を考えない投資家に対してまで外資法の制約を課すことが難しくなった。そこで、外資法特例政令の一部改正が行われ、昭和31年10月30日、円ベース株式取得制度が創設された。この制度によって、本国への元利送金を認めない代わりに外資法の認可を経ないで会社設立が認められるようになったのである。

図1-1 設立年別企業数と外資法による認可件数



[出所] 通産省企業局編『外資系企業—その実態と影響—』15頁。

昭和31.11月～昭和38.6月まではこの円ベース株式取得制度を利用した外資進出が活発化した時期であった（図1-1）。日本経済の順調な拡大・発展により日本市場に対する海外の評価が高まった結果、昭和34年以降、外資企業の数は一躍的に増加する。とくに昭和35年、日本が自由化の方針を決めてからは、資本自由化を期待して多くの外資が日本に進出した。中でも、円ベース会社は業種の如何を問わず自由に設立されたため、商業から製造業まで純外資会社が数多く設立されるに至っている。資本金規模も比較的小さなものが多く、どちらかと言えば、日本市場に対するテスト進出という意味合いが強かったといわれる。昭和38年度以前に設立された製造業を営む純外資会社は30社を数えるが、このうち29社までは円ベース会社であった⁷⁾。

昭和30年代の外資には、昭和20年代とは違った特徴が認められる。まず、一般的に世銀借款という形の貸付が依然大きな比重を占めたことに変わりはないが、後半からは民間銀行による貸付も増える傾向が生じた。

技術提携については、昭和36年の規制緩和にもよるが、後半から増加傾

向を示した。しかも、この30年代後半の技術提携は日本側の欧米に対する経済的キャッチ・アップの結果、もはや中古技術ではなく最新技術の供与をめぐる提携へと大きく変わった。他方、外資企業の側の行動も、(ロイヤリティ+資本参加)という形が多くなった。通産省『わが国の合弁企業の実態』(1964年)によれば、合弁による技術導入に際して、外資側から経営参加要求のあったケースは調査対象企業の48%に及ぶという。技術輸出は、とくにそれが先端技術であれば、外資側にとってライバル企業の育成という危険に繋がる。これは明らかに外資の側からする資本参加への声を高める結果となった。

外資の審査に関しては、従来、大蔵大臣や所管大臣の個別審査によって、また外資審議会の意見を参考にして決められた。その際、国際収支の改善への寄与や重要産業または公益事業の発展への寄与という積極要件が審査基準として重視された。外資審査基準は外資法施行当初はかなりルーズに適用されたようであるが、後に業界の声や産業政策的な配慮が強くなると、中小企業の圧迫、産業秩序の混乱、それに国内技術の発展の妨げなどを理由に次第に厳しく運用されるようになった。昭和30年代にはいつてからは日本経済もかなりの成長を遂げ、貿易の自由化や制限の撤廃を要求する諸外国の声は次第に高まった。こうした中では、政策当局による外資法の制限的適用や審査基準の曖昧な運用は、当然に諸外国とりわけアメリカからの厳しい批判を招く結果となった。30年代半ばには、そうした諸外国からの経済自由化や開放要求に応じて外資法の規制緩和も図られた。その結果、証券投資の比重の増大や外資審査における消極要件審査への方針転換など大きな変化が見られたのである。消極要件への転換後は、契約内容の不公正の有無、不当な方法による提携の如何、そして日本経済への悪影響、などが主要な審査要件となった。これによって、外資の対日進出の窓口は広がるはずであった。しかし、こうした外資法運用基準の緩和や適用ルールの弾力化にも拘わらず、その実際の認可基準は政策的に依然厳し

く、かつ制限的であった⁹⁾。

この時期、全体を通して外資法の運用は、出資比率の制限（50%未満認可）、生産量制限、特許使用・製法公開・ロイヤリティの引下げ、それに単品種生産のみの認可、等々、国内産業の保護を主眼とし、とくに産業政策の要として厳しく適用された。この政策的運用に対しては今日様々な議論が可能であろう。とくに、当時まだまだ弱体であった日本の産業に対し、為替制限や資本取引制限を中心として政策当局がとった強力な保護主義的規制こそが、その後の日本企業・経済の飛躍的な発展と成長に繋がった最大の理由であるとして、これを前向きに評価する声は強い。しかし、国際的にみれば、日本の制限的な産業政策は、諸外国とりわけ外資企業の中に、日本市場の閉鎖性というマイナスのイメージを抜き難いものとして植えつけた。公式的な規制がほぼ撤廃された今日においても、日本市場の閉鎖性に対する固定観念は依然経済摩擦の争点として燻り続けている。

昭和30年代の外資企業の特徴としては、(a)化学、石油、電機など従来の主要産業分野への進出のほか、食品、紙・パルプ、繊維などの消費財部門への進出も増加したこと、(b)規模別では、中堅企業クラスのものも多く、またアメリカ系企業に加えて、30年代後半からはヨーロッパ系企業の進出も目立ってきたことが挙げられる。

③ 円ベース株式取得制度の廃止と資本自由化への準備段階

昭和30年代後半になると日本経済の高度成長の結果、いよいよ資本自由化は避けて通れない途となった。まず、昭和39年 IMF 8 条国への移行とともに、経常的な国際取引に伴う支払いや資金移動を国際収支上の理由から制限できなくなった（従って、日本は同時にガット11条国へも移行した）。これに伴い、円ベース会社制度は昭和38年6月までに廃止され、以後すべての外資は外資法の審査を経て設立されることとなった。同時に、従来、外国側の出資率が49%を超えるものは原則として外資法の認可を得られなかつ

たが、OECD 加盟の頃から50%のものまで認可されるようになった。

IMF 8 条国（そしてガット11条国）移行、OECD 加盟以降は先進国クラブ入りということで、欧米諸国からの自由化要請の気運は一段と高まりを見せ、わが国の外資に対する政策も大きな変容を迫られた。とくにアメリカは、かねてより日本の外資政策がいかなる意味においても正式の法律とはいえない『内規』、private rule によって恣意的にまた曖昧に運用されているとして、日本政府に対し厳しい態度でのぞんだ。日本は「米国からの民間間接投資および貸付金投資導入には非常に熱心であるが、一方、直接投資については、その認許可の過程で政府は厳しい抑制をとっている」とした⁹⁾。また円ベース会社制度の廃止についても、現在の厳しい規制を緩和するどころか、むしろ外資抑制政策であるとして日米通商航海条約に対する重大な違反と見なした。こうしたアメリカ側の姿勢は、日米貿易経済合同委員会を通じて、昭和40年のワシントンでの第4回会議および翌昭和41年の京都における第5回会議を舞台に、一段と強硬な対日資本自由化要求として現れた。さらに OECD 内部からも日本の OECD 義務不履行に対する非難の声が上がり、日本政府に対して資本自由化を強く迫る勧告が出された。こうした緊迫した諸外国からの外圧や規制撤廃要求の下で、わが国政府もいよいよ資本自由化に向けて早急に具体的措置を講ずることを余儀なくされたのである。

昭和30年代後半の外資の特徴としては、(a)資本自由化を控えて、認可件数は増大したが、円ベース会社制度の廃止や国内不況それにアメリカの金利平衡税の実施に始まる一連のドル防衛策などにより、外資企業の設立件数は一時的に減少した、また(b)業種的には、化学、機械が中心であることに変わりはないが、他に、窯業土石、金属製品、その他製造業など広範囲に及んだ、そして(c)大企業に混じって中小外資の進出も目立った、ことが挙げられる。

資本自由化前の昭和25～41年を通じて、外資導入は累計で51億ドル、う

ちローンが67.8%，株式投資は18.3%であった。なお，経営参加を目的とした株式取得は全体のわずか6%にすぎなかった¹⁰⁾。

(2) 資本自由化の進展期

昭和42年6月，政府は閣議決定により資本自由化の方針を内外に明らかにした。政府の基本的な考え方は，OECD加盟を契機に現実化した資本自由化の推進によって，各国経済との緊密な協力関係を築くこと。また世界経済の発展に貢献し，さらには開放経済体制下で，わが国の生活水準の充実・向上と，経済の長期的な発展を自主的，積極的に追及していくことであった。なお，資本自由化の進め方としては，新規設立を中心にして，

①自動認可制の導入。即ち，自動認可要件に該当する案件は1か月以内に必ず認可する

②昭和46年末までにわが国経済のかんりの分野において自由化を実施する。但し，1～2年の見直しを経て，自由化措置を段階的，継続的に行う

③外資との間に互角で公正かつ有効な競争が営まれることが望ましいが，現状では，外資との間にかなりの格差が見られるので，外資比率100%を今すぐ自動認可するのは難しい。現実的には，50対50の合弁企業を自動認可できるような業種の拡大に努力する

ことであった。また外資に対する「政府の講ずべき対策」として，①外資進出に伴う混乱の防止，②わが国企業と外資とが同等の条件で競争し得る基礎をつくること，さらに③企業体質の強化と産業体制の整備，の3点が挙げられた。

しかし，以上の「対策」の背後にある政府の姿勢は，国内産業・企業に対する保護，支援の色彩が当然ながら強いものであった。上述したように，国内にまだまだ多くの弱体産業を抱えた当時の日本経済にあっては，国内的にはごく当然の姿勢として容易にコンセンサスを得られたこの政府

の立場も、外資の側から見れば、日本市場への外資参入に対する官民一体となった障壁に他ならず、対日不信を募らせる元凶であった。

資本自由化を推進するに当たって、政府、民間ともに最も危惧した問題の一つは外国企業による日本企業の買収・乗っ取りであった。1960年代にアメリカ企業がヨーロッパ諸国で行った派手な企業買収・乗っ取り行為は、「外資による侵略問題」として、しばしば政治・社会問題となった。それは、わが国産業界の中にも外資に対する警戒感を一層助長し、危機感を煽るものであった。外国人の持株比率に関しては、外資法制定以後早くも昭和27年には、非制限業種8%以内、制限業種5%以内で日銀限りの処理を認めた自動認可制が導入された。その後、昭和35年には対内証券投資の日銀委任範囲は拡大され、非制限業種15%、制限業種10%、株主一人当たり5%となった。さらに昭和42年の第1次資本自由化に際して、非制限業種20%、制限業種15%、株主一人当たり7%、となり、次いで第4次自由化では、非制限業種25%（第3次自由化時にこの比率）、制限業種15%、株主一人当たり10%と株式取得制限率は徐々に規制緩和の方向に向かった。そして、第5次自由化以降、企業の同意がある場合、例外業種（および期限付き自由化業種）を除いて100%自由化されたのである。このように既存企業への経営参加も漸次自由化された。しかし、この既存企業への経営参加は、自動認可限度の関係で多くが個別審査の対象であったことや、わが国の資本自由化の進め方が合弁形態の外資導入に偏ったこともあって、企業買収・乗っ取りとして余り目立った問題は起こらなかった。

外資企業による企業買収・乗っ取りが少ない一つの理由に、日本企業による株式の相互持ち合いを通じた安定株主工作がある。例えば、資本自由化に際して、外資進出が大きくクローズアップされたのは自動車業界であった。米ビッグ・スリーによる熱心な対日進出要請を前に、日本の自動車会社の中でいち早く株主安定化工作に乗り出したのはトヨタ自動車であった。同社は昭和41年末までには、銀行、証券会社、関係事業会社を中

心に約60%の安定株主を確保し、外資に対する強力な防戦態勢を敷いた¹¹⁾。こうした安定株主工作は、トヨタばかりでなく日産、いすゞ、日野、ダイハツなど他の自動車会社にも及び、当時の自動車業界はまさに安定株主工作ブームの状況を呈した。しかもこの安定株主工作は、資本自由化をきっかけに他の業種にも広く波及し、企業間の相互持ち合いと系列強化を軸とした日本独特の「法人資本主義体制」の確立を見たのである。

しかし、外国企業による日本企業の買収・乗っ取りは、日本側の危惧したほどには現実化しなかった。例えば、いかにもアメリカ流の TOB による企業買収は、昭和46年の証取法改正によってわが国でも制度的に可能となった。だが、今日までこのどちらかといえば敵対的な企業買収の方法が日本で実際に成功した事例はない¹²⁾。これには恐らくいろいろな理由があるにしても、やはり昭和42年の資本自由化を境として、日本の証券市場、とくに株式市場が特殊な構造を抱えるようになったことが大きく働いている。しかし、当時の資本自由化は外資に対して門戸を開くことに主たる関心が注がれ、国内の制度的な特異性までを問題にし議論する余裕はなかった。それは資本自由化の完了後、「日本の国際化」が真に問われて以降、初めて顕在化し自覚された問題であった。

さて、政府の資本自由化へ向けての措置は、都合5次にわたって逐次的、段階的に実施された。当初の昭和46年までという予定は遅れ、結局、資本自由化への本格的な整備が完了したのは昭和48年5月の第5次自由化の実施以降であった¹³⁾。

①第1次自由化（昭和42年6月の閣議決定後7月から実施）

「外資比率50%以下自動認可」（第1類）、「100%までの自動認可」（第2類）、「その他」（第3類）の3類に分けて自由化がすすめられた。この時、第1類は33業種、外資比率100%までの第2類自由化業種は、鉄鋼業、セメント、紡績、造船など17種が認可された。それらは日本の高度経済成長をリードした国際競争力の強い産業であった。

②第2次自由化（昭和44年3月実施）

資本自由化の枠組みは一定にして、自由化業種の拡大に努めた。第1類は160種、第2類は44業種であり、テレビ、ラジオ、レストラン等の業種が含まれた。

③第3次自由化（昭和45年9月実施）

当初の予定に即してここでは本格的な自由化を前提にしてスケジュールがすすんだ。自由化率は、業種全体の70～80%に及び、製造業出荷額では75%に達した。また外人投資家の持株比率も25%に上げられた。第1類の銀行、証券、食料品、単店舗の総合小売店（デパート、スーパー等）など447種に加え、第2類では電子レンジ、新聞業等77業種が自由化された。なお、自動車産業は昭和46年4月1日、第1類自由化業種としてトラック、自動車部品を含めてすべて自由化された。

④第4次自由化（昭和46年8月実施）

認可方法として、これまでのポジティブ・リスト方式から、非自由化業種のみを列挙するネガティブ・リスト（個別審査対象業種）方式の採用へと転換した。但し、50%と100%の区別、および自動認可要件はそのままであった。自由化率は、全業種94%、製造業出荷額97%に及ぶ。認可業種としては、第1類では、ネガリスト業種の7業種と第2類以外はすべて自由化された。ネガリスト業種としてこのとき指定された業種は、不動産、農林水産、石油精製・販売、皮革・皮革製品、電子計算機、情報・情報処理、店舗11を超える小売業、の7業種であった。なお、店舗11という規制は、スーパー方式のチェーン・ストアや専門店チェーンなどの形態で進出してくる外資との競争により日本の零細な小売業が深刻な影響を受けるとの配慮によるものであった。

⑤第5次自由化（昭和48年5月実施）

電子計算機と情報産業がおちて、ネガリストは5業種のみとなる。50%中心の外資参加という自由化措置も OECD コードに沿って100%自

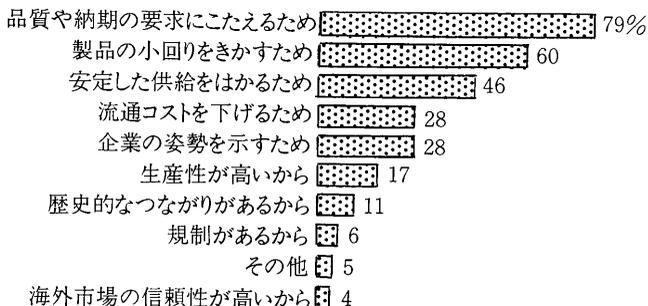
由化に転換された。(但し、期限付自由化業種17種が残る)。これにより資本自由化はいよいよ本格化した。

(3) 外資進出の本格化

昭和50年、小売業(11店舗)もネガリストからおち、例外4業種(農林水産、鉱業、石油業、皮革および皮革製造業)を残すだけとなった。なお鉱業は50%自由化。ついで昭和51年には、例外4業種を除き、原則100%自由化(自動認可制)を完了する。さらに、昭和55年には、外資法と外為法が合体・一体化され、外資進出も認可制から審査付事前届出制に改められた。新外為法は従来外資法で行われてきた対内直接投資の規制を取込む形のものとなり、原則自由の実情に合わせて法体系の整備を図ったものであった。これによって、日本市場の閉鎖イメージは名実ともに払拭されることになったのである。

かくして、昭和48年の第5次資本自由化のスケジュールはほぼ完了し、これ以降外資の日本進出はいよいよ本格化する。新規参入は年々増加し、昭和50年代中頃からとくに急増した。全体的にみると商業の参入が多いが、最近では、半導体・電子部品、情報機器、バイオ・医薬品など高度な

図1-2 日本で生産をする理由(外資に対するアンケート調査)



[出所] 『実業の日本』1987年12月15日号,30頁。

先端技術分野での進出が目立っている。なお、昭和50年代末になるとベン

チャー・ビジネス等への小規模投資の急増も目立ち、届出件数は大幅な増加を示している。

最近の外資企業の動向のうちとくに注目されるものとして、例えば、半導体・コンピュータ分野での日本法人の強化、あるいは日本での生産拠点づくりの活発化といった事例がある。超 LSI や超々 LSI などの工場、研究所の新增設、輸出用コンピュータの生産委託、ホーム・コンピュータ部品の日本法人よりの調達、そしてアジア・太平洋地域の統轄部門の本国からの移転、等々の動きである。これらは、日本の優れた生産技術を活用し、日本を世界市場を対象とした生産基地、あるいは資材・部品の調達基地にしようとする外資企業の戦略展開を示したものといえる（図 1-2）。同様に、経営体制の強化や新素材分野での積極的な投資、さらには出資比率の引上げを目指した化学、医薬品の分野での外資の活発な動きもある。例えば、デュポンの販売部門と生産部門の統合、それに米国メルク、米国ファイザー、バイエル薬品の出資比率の引上げ、等々。また、石油部門では業界再編成を促すものとして、シェル石油と昭和石油の合併、それにテキサコの三菱石油への持株譲渡といったケースもあった。さらにまた、販売体制の改革や100%出資会社の設立への傾向も目立つ。昭和61年に入ってから、ボルボ100%出資によるボルボ・ジャパンの設立、西独ベンツ社による全額出資の日本法人 MBJ へのベンツ乗用車の輸入業務移管、そして米国イーストマン・コダック社と販売総代理店・長瀬産業との新合弁会社コダック・ナガセの設立、等々があった。かくて、外資はいよいよ本腰をいれて日本市場での販売体制を整え始めた。合弁の解消、出資比率の引上げ、そして販売体制の改革といった外資企業の最近の戦略展開は、日本市場の高度成長やその魅力の高まりを反映したものであるというばかりでなく、外資企業のグローバル戦略の見直しの中で、外資による本格的な対日市場進出への決意を表明したのもでもあった¹⁴⁾。

一方また、昭和59年の日米円・ドル委員会を経てさらに急テンポですす

む日本の金融・資本市場の自由化、国際化は、世界の投資および情報基地としての東京のマネー・マーケットの地位を飛躍的に向上させている。日本の金融市場の急速な拡大とともに、外国の銀行、証券会社の対日進出ラッシュはいまや加速度的な進展を示している。それら外資は、日本の外側からだけでなく、内側からも日本の国際化を推進する大きな力となっている。

今日、外資企業の対日進出における焦点は、日本の市場の壁とか参入障壁といった古くからの課題ではない。公式的な規制はほぼ撤廃された。問題はむしろ、日本企業との競争条件であったり、また日本独特の「制度」の壁である。それら目に見えない非公式の規制は、どちらかといえば日本の文化、風土、そして歴史に深く関わっており、先にみてきた資本自由化問題以上に微妙で困難な諸要素を内抱している。例えば、企業の買収・合併の様な問題は、日本では単に経済効率だけでは割り切れない複雑な側面をもっている。しかし、日本企業がアメリカ国内で活発な M&A 活動を展開している現状では、外資の日本国内での M&A を一方的に拒絶できる理由はない。日本国内の法的な見直しはもとより、取引慣習や市場構造、それに日本的経営のあり方など、広く一般に「制度」そのものの国際的な平準化が今まで以上に強く要請されている。外資進出は、資本自由化を完了したいま、日本国内の諸制度の見直しと国際的平準化を要求する新たな段階に入ったのである。

(以下次号)

- 1) 終戦直後の日本の外資政策は、もちろん、占領体制下でのアメリカの日本に対する圧倒的支配をテコに実現された。従って、外資法制定以前にも GHQ は外国資本を保護するための法的措置を矢継ぎ早に定めてきた。政令51号は、戦後新規の外国資本投下に対して日本政府がとった最初の法的措置であった。政治経済研究所編『日本における外国資本』東洋経済新報社、昭和30年、114～5頁。
- 2) 外資法は、これまでに外資導入のために公布された諸政令を集大成し、これに元利送金の条項と、没収からの保護条項を加え、さらに将来は外資の

流入は一切自由となるべきことを法文上にも宣言したものであった。前掲書、117頁。他に、奥村宏『外国資本』東洋経済新報社、昭和44年、122～4頁も参照。

- 3) 田中敬一編著『石油ものがたり—モービル石油小史—』モービル石油(株)広報部、昭和59年、第7章。岡部彰『石油』日本経済評論社、1986年、115～26頁。
- 4) 宮崎義一『日本経済の構造と行動』上、筑摩書房、1985年、144頁。
- 5) 藤原一郎『資本自由化と多国籍企業』日本経済新聞社、昭和47年、51頁。
- 6) 奥村宏著、前掲書、92～94頁、また129～33頁。
- 7) 通産省企業局編『外資系企業—その実態と影響—』大蔵省印刷局、昭和43年、17頁。
- 8) 小林義雄『世界企業と日本—資本自由化の実態—』日本関税協会、1968年も、「この全期間を通じて、外資法の運営によって、経営参加的株式取得に対しては実際に種々の大きな制限が加えられてきた」と指摘している。20～22頁参照。
- 9) 前掲書、97～102頁参照。また経団連編『外資導入に関する制度と政策』1966年も参照。
- 10) 藤原一郎著、前掲書、57頁。
- 11) 菊池敬夫稿「安定株主工作を急ぐ産業界」エコノミスト、1967年5月2日号、42～45頁。
- 12) 米国ベンディックス社による自動車機器への資本参加のケースがあるが、これは投資比率を20%にまで高めて持分法の適用による連結ベースでの財務改善を目的としたもので、本来の意味での買収、合併を狙ったものではない。山一証券(株)・山一証券経済研究所『我が国企業の資金調達』商事法務研究会、昭和52年、82頁。
- 13) 藤原一郎著、前掲書、68～93頁参照。
- 14) 東洋経済新報社編『外資系企業総覧』1986、1987、1988各年版参照。